

学校いじめ防止基本方針

和歌山市立鳴滝小学校

平成26年3月14日作成

令和5年4月12日改正

令和6年4月15日改正

【いじめ】の定義

「いじめ」とは、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人的関係にある他の児童などが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものをいう。

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えると共に、将来にわたっていじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関などとの連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めると共に、児童がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらに、再発防止に努めなければならない。

2、いじめの理解

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題であるとのスタンスに立ち、日々児童の行動などに注意を巡らすことが大切である。いじめに気づくためには「いじめは見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてもしっかり理解する。

(1) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口など、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ冷やかしやからかいなど、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

(2) いじめに見られる集団構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをして暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下、SNSという）でのやりとりの中であつてつくられている関係についても留意する。

3 いじめ防止などの学校の取組

(1) いじめ防止などの対策のための組織

- ア いじめ防止などに組織的に対応するために、校長が任命した構成員によるいじめ防止対策委員会を設置する。
- イ いじめ防止対策委員会の構成員について
人権教育主任を中心に校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育主任、養護教諭、該当児童の担任をもって構成する。
- ウ いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。
(ア) 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
(エ) いじめの疑いに係る情報があったとき緊急に会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 など

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するため、本校の教育活動全体を通して、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動などの充実

- ・教育活動全体を通して、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。
- ・ボランティア活動、異年齢集団での活動など、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 学級活動などの活性化

- ・学級活動などで自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感などを高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。
- ・児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身につけられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通して行う。

ウ 児童の人権意識の向上

- ・児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」ことをしっかりと受け止めさせると共に、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自他の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。
- ・児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

- ・授業において、児童に授業規律を徹底させると共に、平素から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努め、児童にわかる楽しさやできる喜びの実感を与えられるような授業づくりに取り組む。

オ 開かれた学校づくり

- ・本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すと共に、保護者な

どと定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校運営協議会の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

- ・児童にSNSなどを含むインターネット上の不適切な書き込みなどが重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導すると共に、授業だけでなく外部の専門家などを招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。
- ・保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりなどを周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

- ・いじめの発見の遅れは早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながる可能性があるため、平素から児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう危機管理意識を高く保つと共に、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケートなどの実施

- ・教育委員会作成のいじめアンケートを年間3回（6月・10月・2月）は実施し、回答時間を十分確保する。
- ・質問項目については、学年の発達段階に応じて補足説明を加える。
- ・児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。
- ・学級担任などは、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、生活指導主任などに相談すると共に、直ちに管理職に報告する。
- ・日常から生活ノートなどを書かせるなど児童の心の声をつかむように努める。

(イ) 教育相談体制の充実

- ・平素から児童や保護者の声を傾聴し、いじめなどの訴えがあった場合、児童の思い、不安や悩みを十分受け止める。
- ・スクールカウンセラーを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。
- ・必要に応じて、個人面談や保護者を交えた三者面談を実施する。

イ 早期対応

- ・いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

- ・直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保すると共に、管理職に報告し指示を受ける。

(イ) 事実確認

- ・児童がいじめを受けていると疑われる場合、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、直ちにいじめをやめさせる。
- ・いじめ防止対策委員会を開き、再発防止のためスクールカウンセラーなどの協力を得ながら、複数の教職員でいじめを受けた児童やその保護者への支援、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ・対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

- ・いじめの早期解決を図るため、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に対し、必要に応じ明確になった事実関係情報を提供する。

ウ 関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合、教育的配慮や被害児童などの意向も配慮のうえ、警察に早期相談し適切に援助を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合、直ちに警察に通報し連携した対応をとる。
- ・児童の安全確保及び犯罪被害未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案について、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づき適時・適切に連絡する。
- ・少年センター、子ども支援センター、こども家庭センターなど関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上に不適切な書き込みなどを行っているとの連絡を受けた場合、サイトなどを確認しデジタルカメラなどで記録したうえで、当該児童保護者に不適切な書き込みなどがあるプロバイダに連絡してもらい、削除を要請する。
- ・不適切な書き込みなどが犯罪行為と認められる場合、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。その後、少年センターにも連絡する。

(4) 教職員の資質能力の向上

- ・「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止などにきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

- ・保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。
- ・いじめ防止などの取組について、保護者に理解を得、学級懇談会などの機会に情報交換を行う。
- ・地域住民に学校行事への参加を促したり、連携して見守りを実施したり、校外での児童の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

- ・いじめ防止対策委員会を定期的に関き、スクールカウンセラーからの情報提供を受けるなどしながら児童の人間関係を継続的に注視していく。
- ・いじめを受けた児童について継続的な心のケアに努めると共に、自己有用感などが回復できるよう支援する。
- ・いじめを行った児童について、いじめの背景にある原因やストレスなどを取り除くよう支援すると共に、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止などの具体的な取組状況や達成状況について、学校評価などを利用して確認すると共に、いじめ防止対策委員会を中心に学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

4、重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という）が発生した際、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該校に在籍する児童などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該校に在籍する児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については次の事項に留意する。

◆重大事態「一」については、いじめを受けた児童の以下の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品などに重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆重大事態「二」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

◆児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ防止対策委員会が中心となり、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際にアンケートを実施する場合、調査対象の児童やその保護者にその旨を説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時、適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に提供する。

『資料』

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような事例から判断するものとする。

<事例>

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

など

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしかるかいかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視
- 金品をたかられる
- 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる

など